

## □□ (仮称)那珂川市子どもの権利条例策定審議会設置条例

(令和元年 9 月 30 日条例第 20 号)

**(設置)**

第 1 条 (仮称) 那珂川市子どもの権利条例 (以下「条例」という。) の策定に関し、必要な事項を審議するため、(仮称) 那珂川市子どもの権利条例策定審議会 (以下「審議会」という。) を設置する。

**(所掌事務)**

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、答申を行うものとする。

- (1) 条例の素案の作成に関すること。
- (2) その他市長が条例の策定に関し必要と認めること。

**(組織)**

第 3 条 審議会は、11 人以内の委員をもって組織する。

2 審議会の委員 (以下「委員」という。) は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 子どもの健全育成又は子育て支援に関わる者
- (3) 住民政策提案者
- (4) 公募による市民

**(任期)**

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終了するまでとする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(会長及び副会長)**

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(意見の聴取又は資料の提出)**

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

**(報酬及び費用弁償)**

第 8 条 委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども応援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。